

持込ニュース23 No.16

* 本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています *

平成25年10月30日発行

東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部 管理課



ごみの正しい分別にご協力ください

清掃一組が運営する清掃工場では、不適正ごみの搬入による焼却炉の停止を未然に防止するため、搬入物検査を実施しています。本検査では、残念ながら、多くの不適物の混入が確認されています。

特に混入が目立つ不適物は、以下の5品目です。これらの不適物が混じらなくなれば、ごみ質は大幅に改善され、焼却炉の安定的な稼働、ひいては、円滑なごみの搬入に繋がります。

持込事業者の皆さまには、今一度正しい分別方法を確認していただきますとともに、収集運搬許可業者の皆さまには、排出事業者への働きかけもあわせてよろしくお願いします。

特に混入が多い不適物

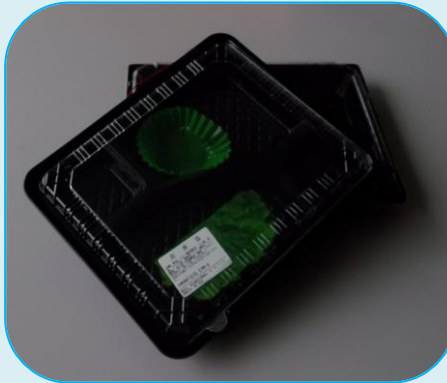
※プラスチック製カップ容器



※PPバンド



※プラスチック製弁当容器



※発泡スチロール製トレイ



※ビニール類



- 清掃工場に搬入可能なごみの基準は、清掃一組ホームページ (<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/index.html>) に掲載しています。

◆ 受入基準に関するお問い合わせ：施設管理部管理課搬入指導係 ☎03-6238-0738

排出事業者及び持込事業者の皆様へ

不適正ごみの搬入禁止チラシ

絶対、だめ！

不適正ごみ搬入禁止

以下のごみは清掃工場に搬入できません



粉末状または顆粒状のもの(土など)



産業廃棄物
(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類、ビニール類などは産業廃棄物になります)



不燃物(金属、ガラスなど)



既定の寸法を超えるもの(布団など)



清掃一組キャラクター くみちゃん



爆発性のあるもの(スプレー缶など)

このほか有害性のもの、液状のもの、水分を多量に含んだもの等も持ち込めません

東京二十三区清掃一部事務組合



Clean Association of TOKYO 23

印刷物登録

平成25年度第52号

再生紙を使用しています

印刷物登録
平成25年度 第67号

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部 管理課 搬入承認・手数料係
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
東京区政会館13階
電話03-6238-0826 FAX03-6238-0838